

巻頭言

社会的介護と向き合う高齢者協同組合

柳沢 敏勝(明治大学)

2013年9月、敬老の日、総務省によれば、日本の65歳以上人口の割合が初めて25%を超えた。国民の4人に一人がいわゆる高齢者となった社会である。わが国の高齢化のスピードは衰えることなく、国立社会保障・人口問題研究所の2012年推計では、この割合が2050年に40%を超えることになる。65歳以上の人々を「お年寄り」と呼んでいいかは議論のあるところであるが、総じて長寿の人々が多い社会であることは間違いない。人類の長年の夢が不老長寿であったとすれば、これほど喜ばしいことはない。そんな社会を日本は実現しつつある。だがしかし、現実には理想の長寿社会とは程遠い。高度成長期の完全雇用を前提とした社会保険を基礎にセーフティネットを張り巡らすというあり方が壊れているからである。それにもかかわらず、現実の社会制度は崩れ去った前提を変えずに維持されている。それゆえに至る所で綻びが生まれている。例をとれば国民年金である。2011年度の納付率が58.6%であり、対象者の4割以上が保険料を納付できないでいる。

他方、早くから高齢社会の到来が予想されていたにもかかわらず、備えが十分に練られてきたとは言いがたい。例えば、1989

年12月制定のゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10か年戦略）の見積もりがあまりにも甘く、計画半ばで早くも見直しが迫られ、5年後に新ゴールドプラン策定に至ったことはよく知られているところである。同じことは、社会的介護の要請に応えた介護保険についてもいえる。制度が始まった2000年4月の介護保険利用者149万人が8年後には372万人へと倍増し、保険給付額も2000年の3.6兆円から2012年には2.5倍の8.9兆円にまで膨らんでいる。潜在的ニーズに対する分析と予測の力が決定的なまでに低いと論じられても致し方あるまい。さらにいえば、社会的介護の要請に応えるための保険であっても、その保険によって、受給者もサービスを提供する側もともに満足できる状態にはない。公費負担50%といえども、国は長寿社会を支えるための社会的介護に国家予算のわずか2.4%（2.2兆円）しか割いていない。その実態をそのままに、保険利用者の急増への対応策がさまざまな給付の削減として表現され、己の見通しの甘さへの弥縫策が次々と編み出されている。政策サイドに社会的責任の意識が薄すぎる。弥縫策に振り回され呻吟する現場の声を反映して、強力にロビー活動を展開で

きるセンターが望まれるゆえんである。

様々な指標から見た日本社会の劣化現象や高齢化などの問題に対して、従来型の公的セクターと私的セクターとによる解決は困難との認識にようやく日本も達しつつある。その表れが2009年に登場した民主党政権による「新しい公共」論である。この議論は政権の交代に伴い、新自由主義に基づく社会観が支配的となり、現在蚊帳の外に出されてしまっているが、世界の動向をみると、むしろ逆行している。公私の2セクターによる問題解決は困難だというのが世界的な潮流であり、その解決に向け、いわゆるサードセクターが大きな力を発揮しているのが現状である。ただし公私2セクターでの対応に限界があるとはいえ、サードセクターでなし得ることについては直ちに明らかになっているわけではない。自明ではないという課題を頭の片隅に置きつつも、とくに注目したいのが高齢者生活協同組合(高齢協)である。高齢社会に対応すべく20世紀末に登場した高齢協は、非営利協同を原則に、まさしく名の通り、高齢者生活の相互扶助を目的に高齢者自身によって設立され、寝たきりにならない・させない、孤独死をさせない関係性を築こうとしてい

るからである。また、あまり例を見ない協同組合組織であり、高齢化の先陣を切る日本が世界にモデルを示すことができるかもしれないという期待もあるからである。

まだ若干の見聞にすぎないが、多くの高齢協は社会的介護の担当を自らの使命と自覚し奮闘していると思われる。とはいえ、介護保険ありきの事業に専念するあまり、それを前提とした組織運営に偏っているきらいがあるようである。その姿を見ていくいくつかの疑問が湧いてくる。第1は、介護事業を展開するうえで協同組合である必要がどこにあるのかという点である。いかえれば、非営利の協同組合が社会的介護を担う必要性や優位性がどこにあるのか、競合相手(とくに営利企業や社会福祉法人)との差別化が可能であるのかという点である。第2は、高齢協における労働の性格についてである。例えば、雇用労働なのか協同労働なのか、あるいは対人サービスを提供する仕事内容に何らかの違いが生まれるのか否か、などである。これらの疑問の解明は、筆者の今後の研究テーマでもあるが、高齢協にとっても追及すべき課題だと思われる。